

① 設問1. 関連

「公の関与が強いとされる社会福祉法人は、他の民間企業に比べて様々な規制・監督を受けている。」とのご説明でした。

実際に、保育所を運営する社会福祉法人が、予算や人事等に関し、公的機関から指導や干渉を受けた例や、事業を廃止した場合、財産や補助金等の全部又は一部を国庫に返還させられた例はあったのでしょうか。

実例があれば、具体的内容と、事例別の件数をご教示下さい。

【答】

具体的な事例は把握していない。

なお、埼玉県に問い合わせたところ、彩福祉グループについては理事全員を交代させたのみであって、解散はしていないとのことである。

② 設問2. 関連

株式会社立の保育所について、民改費加算の適用の有無（施設数）をご教示ください。

【答】

支給対象施設 126か所

支給対象外施設 3か所

（平成20年4月1日現在 保育課調）

③ 設問3. 関連

「株式会社等の事業者は原則、企業会計で可だが、運営費の用途範囲以外に運営費を充てる場合には、一部社福会計基準に基づいた処理を行うことが条件」とのご説明でした。

「一部」の社福基準に基づいた処理、とは具体的はどういったことか確認をお願いします。

また、「運営費の用途範囲」とは、具体的にどの範囲かご確認をお願いします。

原則とされている「当該保育所の人件費・管理費・事業費」の範囲、あるいは「当該保育所の次年度以降の経費に充てるための積立金」まででしょうか。

【答】

運営費については、人件費、管理費又は事業費の区分ごとに充てる必要があるが、一定の要件を満たす場合には、その区分を超えて、人件費、管理費、事業費又はその他の経費等に充てることが可能である。

この運営費の使途範囲の例外のうち、ある特定の保育所に係る人件費、管理費又は事業費について、一定の要件を満たした上で、

- 当該保育所に係る人件費、管理費又は事業費の範囲内で各区分を超えて充てる場合、
- 積立預金に積み立てて、次年度以降の当該保育所の経費に充てる場合

以外に、使途範囲を超えて充てる場合には、社会福祉法人会計基準に基づく処理を行う必要がある。